

## 夢洲 IR 用地の液状化対策など土地改良事業

昨年 12 月 4 日から夢洲 IR 用地の液状化対策工事が始まった。まだ大阪 IR 株式会社に土地が引き渡されていないのに、どのような根拠で工事が実施されたのか。住民訴訟第 7 回期日でも問題になった。年末 27 日に被告大阪市から 2 つの文書が開示された。「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」2023 年 9 月 29 日であり、その一部を紹介する。

### 第 2 条

本協定は、事業用定期借地権設定契約第 13 条の 2 乃至 4 の規定に基づき、本件土地改良事業として SPC が実施する本件土地課題対策に係る工事の内容及び費用負担等に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

### 第 3 条

府、市及び SPC は、本件土地課題対策工事が公共工事に準ずるものとして実施されるものであることを踏まえ、業務の執行に当たっては、公平性、経済性、適正履行の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

### 第 4 条

2 府(大阪府・大阪市 IR 推進局)及び市(同前)は、本件 IR 区域の整備の府及び市の所管部局として、SPC との協議及び調整の窓口を担うとともに、設置運営事業と本件土地改良事業の総合調整を行うものとする。

3 市(大阪港湾局)は、土地所有者及び本件土地改良事業の所管部局として、本件土地課題対策の実施に係る協議及び費用の認定を行い、その費用を負担するものとする。

4 SPC は本件土地において、前項に定める協議及び市(大阪港湾局)が行う費用の認定に従って、本件土地課題対策を責任をもって適切に行うものとする。

5 本件土地課題対策工事の実施に必要な関係機関との協議・調整及び行政手続きは、SPC が主体となって実施するものとし、府及び市はこれに協力する。

### 第 5 条

本件土地改良事業の実施期間は、本協定の締結日から 2033 年度までとする。

### 第 8 条

3 SPC は、各工事の対象範囲について、市と協議の上、各工事を施工するため、市との間で、各工事日の着手日を始期とし、本協定の有効期間満了時を終期とする、それぞれの対象範囲に係る使用賃貸借契約を締結の上で、各工事の施工のためにそれぞれの対象範囲を暫定利用することができるものとする。(なお…略)

### 第 9 条

1 SPC は、本件土地課題対策工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

(2024 年 1 月 9 日)